

## 令和7年度 駒ヶ根市物品購入等 競争入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
1	新明和工業株式会社	令和7年6月4日から 令和7年8月3日まで	2か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、価格や受注者を事前に決めていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適切であると認められるため。
2	極東開発工業株式会社	令和7年11月19日から 令和8年1月18日まで	2か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して競争を制限していたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適切であると認められるため。
3	サンリン株式会社	令和7年12月19日から 令和8年6月18日まで	6か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適切であると認められるため。
4	株式会社本久	令和7年12月19日から 令和8年6月18日まで	6か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適切であると認められるため。
5	渡辺商事株式会社	令和7年12月19日から 令和8年6月18日まで	6か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適切であると認められるため。
6	松本大清算貿易株式会社	令和8年3月23日から 令和8年5月22日まで	2か月	別表第2第9号 (不正又は不誠実な行為)	対象会社は、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴され、令和8年2月2日までに松本簡易裁判所から20万円の略式命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適切であると認められるため。